

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第53号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則(平成5年新潟県規則第87号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前								
第3号様式(第3条関係)		第3号様式(第3条関係)								
(略)		(略)								
<table border="1"> <tr> <td>代 表 者 氏 名</td> <td>この申告に 応答する係及び 担当者氏名</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td>経 理 責 任 者 氏 名</td> <td>電 話 番 号</td> <td></td> </tr> </table>	代 表 者 氏 名	この申告に 応答する係及び 担当者氏名	係	経 理 責 任 者 氏 名	電 話 番 号		<table border="1"> <tr> <td>代 表 者 氏 名</td> <td>経 理 責 任 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	代 表 者 氏 名	経 理 責 任 者 氏 名	
代 表 者 氏 名	この申告に 応答する係及び 担当者氏名	係								
経 理 責 任 者 氏 名	電 話 番 号									
代 表 者 氏 名	経 理 責 任 者 氏 名									
<p>法人事業税課税免除適用申告書</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>の事業年度分</p>		<p>法人事業税課税免除適用申告書</p> <p>年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>の事業年度分</p>								
<p>事 業 の 区 分</p> <p>地方税法第72条の2第1項</p>	<p>第1号</p> <p>第2号</p> <p>第3号</p> <p>に掲げる事業</p>									
(略)		(略)								
<p>軽減税率不適 用法人の金額 又は地方税法</p>		<p>軽減税率不適 用法人の金額</p>								

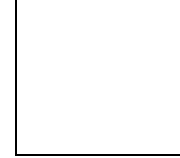
第72条の2第
1項第3号に
掲げる事業に
係る金額

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものである。
- 4 (略)
- 5 (略)



(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

2 (略)

記入上の注意

- 1 (略)
- 2 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものである。
- 3 (略)
- 4 (略)

(裏)

付表1 (略)

付表2 (略)

第4号様式 (第3条関係)

(略)						
代表者氏名		この申告に 応答する係 及び担当 者氏名	係			
経理責任者氏名		電 話 番 号				
法人事業税課税免除適用申告書 (予定)						
年 月 日から		の事業年度分				
年 月 日まで						
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>第1号</td></tr> <tr><td>第2号</td></tr> <tr><td>第3号</td></tr> </table> に掲げる事業			第1号	第2号	第3号
第1号						
第2号						
第3号						
(略)						
軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に 掲げる事業に係る金額						

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による 予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる

(裏)

付表1 (略)

付表2 (略)

第4号様式 (第3条関係)

(略)			
代表者氏名		経理責任者氏名	
法人事業税課税免除適用申告書 (予定)			
年 月 日から		の事業年度分	
年 月 日まで			
(略)			
軽減税率不適用法人の金額			

事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入することを要しない。
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 (略)

(裏)

注 この申告書は、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 (略)

第2条 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第3号様式付表1及び付表2を次のように改める。

付表 1

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名		事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号			に掲げる事業							
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額又は従業員数	所得割									収入割			計		
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額					
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額
総額 ①			円		円	円		円		円	円		円		円	円	
課税免除の適用部分	②	年 月 日		/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/
	③	年 月 日		/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/
	④	年 月 日		/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/
	小計 ⑤			/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/
その他の部分 ⑥				/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/
合計 ⑦				/	/		/	/	/		/	/	/		/	/	/
備考																	

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、課税免除の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、法人事業税課税免除適用申告書（中間、確定、修正）に添付して2通提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（㉗欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉘欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉗欄及び㉘欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉘欄及び㉙欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②から④までの各欄には、課税免除の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 「固定資産の価額又は従業者数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。
 - (1) ②から⑤まで及び⑦の各欄には、それぞれ付表2の①、③、⑤、⑦及び⑫の(ウ)欄((エ)欄に数値の記入がある場合は、(エ)欄。以下同じ。)の数値を移記すること。
 - (2) ⑥欄には、付表2の⑧及び⑪の(ウ)欄の数値の合計数を記入すること。
- 5 ②から④まで及び⑥の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 6 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の内訳

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	地方税法第72条の2第1項		第1号 第2号 第3号	に掲げる事業										
				事業年度中の月末・期末 の従業員数等	月末現在の従業員数(ア)		期末現在の 従業員数 (イ)	事業税の課税標準 の分割の基礎									
設備 の名称	従業員の従事区分	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	計	従業員数 (ウ)	(ウ)の算式	従業員数 (エ)	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				人
新設し、 又は増設した設備	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ①	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ②																
	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ③																
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ④																
	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ⑤																
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ⑥																
	小 計	新設し、又は増設した設備に直接従事する従業員 ⑦															
	新設し、又は増設した設備に伴う事務職員等 ⑧																
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員で①から⑥までに掲げる者以外の者	地方税法第72条の48第4項第1号に規定する事業所等の従業員 ⑨																
	⑨以外の従業員 ⑩																
	小 計 ⑪																
合 計 (⑦+⑧+⑪)	⑫																

注 この付表は、付表1に掲げる従業員数の算出の明細をなすものであり、付表1に添付して2通提出すること。なお、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人にあっては提出することを要しない。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①から⑥までの(ア)欄には、新設し、又は増設した設備ごとに、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在の従業者数を記入すること。一の従業者が2以上の新設し、又は増設した設備に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 3 ⑨及び⑩の(ア)欄には、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で①から⑥までに掲げる者以外の各月末現在の従業者数を記入すること。
- 4 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(イ)欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を上記1及び2に準じて記入すること。
- 5 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(ウ)欄には、(イ)欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設し、又は増設した設備

$$(イ) \text{欄の従業者数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止した設備

$$\text{廃止した日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該設備を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

- 6 (エ)欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人に限り次の要領で記入すること。
 - (1) ①から⑥までの(エ)欄には、新設し、又は増設した設備が製造業を行う法人の工場である場合は(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値、それ以外の設備である場合は(ウ)欄の数値を記入すること。
 - (2) ⑨の(エ)欄には、(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値）の2分の1に相当する数値を加えた数値を記入すること。
 - (3) ⑩の(エ)欄には、(ウ)欄の数値を記入すること。

(裏)

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前													
第4号様式（第7条関係）		第4号様式（第7条関係）													
(略)		(略)													
事 業 税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">事業の区分</td> <td style="text-align: center;">地方税法第72条の2第1項</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> 第1号 第2号 第3号 </div> </td> <td style="text-align: center;">に掲げる事業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table>	事業の区分	地方税法第72条の2第1項	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> 第1号 第2号 第3号 </div>	に掲げる事業	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>		新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円
	事業の区分	地方税法第72条の2第1項	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> 第1号 第2号 第3号 </div>	に掲げる事業											
	新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円											
新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円												
(略)		(略)													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>													
(略)		(略)													
(略)		(略)													
(表)		(表)													
注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。		注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。													
2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲															

げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

(裏)

付表 (略)

2 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

(裏)

付表 (略)

第5号様式（第7条関係）

(略)		
事業税	事業の区分	地方税法第72条の2第1項 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 第1号 第2号 第3号 </div> に掲げる事業
	摘要	(略)
	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法 第72条の2第 1項第3号に 掲げる事業に 係る金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式（その2）による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げ

第5号様式（第7条関係）

(略)		
事業税	摘要	(略)
	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

る事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

2 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(裏)

第4条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第4号様式付表を次のように改める。

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	地方税法第72条の2第1項									第1号 第2号 第3号			に掲げる事業
				所得割						収入割			計			
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円		円	円	
新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分 ②	年月日															
その他の部分 ③																
合計 ④																

区分	事業の用に供した日	固定資産の価額又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
その他の部分 ③			円		円	円		円	円		円	円		円	円	
新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例による不均一課税の適用部分 ⑤	年月日															
⑥	年月日															
小計 ⑦																
その他の部分 ⑧																
合計 ⑨																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分と新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例による不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（⑳欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉑欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉒欄及び㉓欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉔欄及び㉕欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける事業用家屋の名称を記入すること。
- 4 ②及び③欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によって、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」欄の固定資産の価額又は従業者数によってそれぞれあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前																															
別記 第1号様式（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業の区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div> </td> </tr> </table>				事業の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業			新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円	(略)				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>				別記 第1号様式（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%; text-align: center;">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div> </td> </tr> </table>				新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円	(略)				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>			
事業の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業																																		
新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円																																
(略)																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>																																			
新潟県分の所得金額の総額	円	新潟県分の収入金額の総額	円																																
(略)																																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>																																			
(略)				(略)																															

(表)

(表)

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる

事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

(裏)

2 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

(裏)

付表 (略)

第2号様式 (第4条関係)

(略)		
事業税	事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業
	摘要	(略)
	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業

付表 (略)

第2号様式 (第4条関係)

(略)		
事業税	摘要	(略)
	(略)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

2 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(裏)

第6条 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第1号様式付表を次のように改める。

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名	事業年度	年月日から 年月日まで	事業の 区分	地方税法第72条の2第1項									第1号 第2号 第3号			に掲げる事業
				所得割						収入割			計			
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円		円	円	
新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分 ②	年月日															
その他の部分 ③																
合計 ④																

区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額			計	
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
その他の部分 ③			円		円	円		円	円		円	円		円	円	
新潟県地域経済率引事業の促進のための奨励措置に関する条例による不均一課税の適用部分 ⑤	年月日															
⑥	年月日															
小計 ⑦																
その他の部分 ⑧																
合計 ⑨																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除又は不均一課税の適用部分と新潟県地域経済率引事業の促進のための奨励措置に関する条例による不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するとき作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（⑳欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉑欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉒欄及び㉓欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉔欄及び㉕欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ⑤及び⑥欄には、不均一課税の適用を受ける承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備の名称を記入すること。
- 4 ②及び③欄の課税標準は、①欄の課税標準を、⑤、⑥及び⑧の各欄の課税標準は、③欄の課税標準を、それぞれ「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>別記 第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業の区分</td> <td style="width: 35%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業 </td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟県分の所得金額の総額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td>新潟県分の収入金額の総額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業税</td> <td colspan="3"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	事業の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業			新潟県分の所得金額の総額		円	新潟県分の収入金額の総額	(略)				事業税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>			(略)				<p>別記 第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(略)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 35%;">新潟県分の収入金額の総額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新潟県分の所得金額の総額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業税</td> <td colspan="3"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>		円	新潟県分の収入金額の総額	円	新潟県分の所得金額の総額				(略)				事業税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>			(略)			
事業の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第1号 第2号 第3号 </div> 地方税法第72条の2第1項に掲げる事業																																								
新潟県分の所得金額の総額		円	新潟県分の収入金額の総額																																						
(略)																																									
事業税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>																																								
(略)																																									
	円	新潟県分の収入金額の総額	円																																						
新潟県分の所得金額の総額																																									
(略)																																									
事業税	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>																																								
(略)																																									

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(5) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式(その2)の課税標準と一致するものであること。

(6) (略)

(7) (略)

5 (略)

2 記入上の注意

(1) (略)

(2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(3) (略)

(4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

(5) (略)

(6) (略)

3 (略)

(裏)

付表 (略)

第2号様式 (第3条関係)

(略)	
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業
摘要	(略)
事業税	(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 軽減税率不適用法人の金額 又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式(その2)による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。この場合において、(注)印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる

(裏)

付表 (略)

第2号様式 (第3条関係)

(略)	
事業の区分	(略)
摘要	(略)
事業税	(略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 軽減税率不適用法人の金額 </div>

(略)

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の課税免除又は不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。この場合において、(注) 印欄は、いずれか一方の申告書にのみ記入すること。

4 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(4) 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。

(裏)

2 記入上の注意

(1)～(3) (略)

(裏)

第8条 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
別記第1号様式付表を次のように改める。

付表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

法人名				事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			事業の区分	地方税法第72条の2第1項			第1号 第2号 第3号			に掲げる事業	
区分	事業の用に供した日	固定資産の価額、軌道延長又は従業者数	所得割									収入割			計	
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万円以下の金額			年800万円を超える金額、軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額			収入金額				
			課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	課税標準	税額
総額 ①			円		円	円		円	円		円	円		円	円	円
課税免除又は不均一課税の適用部分	②	年 月 日														
	③	年 月 日														
	小計④															
その他の部分 ⑤																
合計 ⑥																
備考																

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例による課税免除又は不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するとき作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（⑳欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉑欄を除く。）又は第6号様式（その2）の「所得割」欄（㉒欄及び㉓欄を除く。）若しくは「収入割」欄（㉔欄及び㉕欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②及び③欄には、課税免除又は不均一課税の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 ②、③及び⑤欄の課税標準は、①欄の課税標準を「固定資産の価額、軌道延長又は従業者数」欄の固定資産の価額、軌道延長又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

